



発行 東京都

目次

規則

○東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

（産業労働局商工部経営支援課）

告示

○公共測量の実施（二件）

（都市整備局都市基盤部調整課）

○公共測量の終了（三件）

（同）

○指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定

（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）

○身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）

○森林法第百八十九条の掲示（三件）

（産業労働局農林水産部森林課）

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催

（環境局総務部環境政策課）

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第二十七号

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

東京都立産業貿易センター条例の一部を改正する条例（平成二十九年東京都条例第九十号）の施行期日は、平成三十二年九月十四日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

●東京都告示第四百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所

二 測量の種類 公共測量（用地測量）

三 測量の区域 武蔵野市、三鷹市及び調布市各地内

四 測量の期間 平成三十一年二月二十二日から同年六月二十八日まで

●東京都告示第四百三十五号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小池百合子

一 測量施行者 国土交通省関東地方整備局東京外かく環状国道事務所

二 測量の種類 公共測量（基準点復旧測量）

三 測量の区域 練馬区上石神井二丁目、上石神井二丁目及び上石神井四丁目各地内

四 測量の期間 平成三十一年三月十一日から同月二十九日まで

●東京都告示第四百三十六号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、大田区長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 大田区大森南二丁目、大森南五丁目及び大森中三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月十七日から平成三十一年二月十五日まで

●東京都告示第四百三十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、武蔵村山市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 武蔵村山市
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 武蔵村山市伊奈平二丁目、伊奈平三丁目、

伊奈平四丁目、岸二丁目、岸三丁目、岸五丁目、三ツ木三丁目、神明三丁目、神明四丁目、緑が丘及び学園三丁目各地内

四 測量の期間 平成三十年十一月二十日から平成三十一年二月二十六日まで

●東京都告示第四百三十八号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、東京都大島支庁長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 三 測量の区域 大島町元町地内
- 四 測量の期間 平成三十年十月十五日から平成三十一年二月二十二日まで

●東京都告示第四百三十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十六条第一項及び第五十一条の十九第一項の規定により、平成三十一年二月一日付けで指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者を指定したので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社フロントロー	ケアステーション憩	港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋206				
合同会社アワーディケイド	ハーモニーヘルパーズ	新宿区新宿7-12-5 フォルム新宿201	身体障害者	知的障害者	障害児	難病等対象者
株式会社前鬼ケアサービス	ぜんきケアステーション新宿	新宿区早稲田鶴巻町579 小笠原ビル				
森島恒産株式会社	さくら訪問介護ステーション	墨田区京島1-1-2-1212				
株式会社クリエイト・ケア	訪問介護事業所クリエイト・ケアキラキラ橋商店街	墨田区京島3-39-8				
株式会社さくらモンデックス	さくら介護ステーションアイズ羽田	大田区東船場2-14-21 アーバンライフ大島居306				
まっすく株式会社	まっすくケア	荒川区東尾久6-34-13				
株式会社アンビス	匿名館 訪問介護ステーション 成増	板橋区成増3-19-19	身体障害者		障害児	難病等対象者
株式会社こすく	訪問介護こすく	板橋区高島平4-2-15	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ金町	葛飾区金町3-5-4 宇田川ビル1階				
株式会社総合支援協会	I'にここサポート	立川市砂川町2-61-9				
特定非営利活動法人善行援助サービス	訪問介護事業所 ルージュ	あきる野市秋川6-1-6 3階303号室				

サービスの種類 重度訪問介護

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社フロントロー	ケアステーション憩	港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋206				
合同会社アワーディケイド	ハーモニーヘルパーズ	新宿区新宿7-12-5 フォルム新宿201	身体障害者	知的障害者		難病等対象者
株式会社前鬼ケアサービス	ぜんきケアステーション新宿	新宿区早稲田鶴巻町579 小笠原ビル				
森島恒産株式会社	さくら訪問介護ステーション	墨田区京島1-1-2-1212				身体障害者
株式会社クリエイト・ケア	訪問介護事業所クリエイト・ケアキラキラ橋商店街	墨田区京島3-39-8				
株式会社さくらモンデックス	さくら介護ステーションアイズ羽田	大田区東船場2-14-21 アーバンライフ大島居306				
日本リック株式会社	日本リック総合支援事業所 りんく中野	中野区中央4-21-18 コリンス14ビル1階	身体障害者	知的障害者		精神障害者
特定非営利活動法人たすけあいワークスざんか	特定非営利活動法人たすけあいワークスざんか	杉並区荻窪5-18-11サンニシティ荻窪401号				身体障害者
まっすく株式会社	まっすくケア	荒川区東尾久6-34-13				

株式会社アンビス	匿名館 訪問介護ステーション 成増	板橋区成増3-19-19	身体障害者			難病等対象者
株式会社こすく	訪問介護こすく	板橋区高島平4-2-15	身体障害者	知的障害者		精神障害者
株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ	ケアリッツ金町	葛飾区金町3-5-4 宇田川ビル1階				
株式会社総合支援協会	I'にここサポート	立川市砂川町2-61-9				

サービスの種類 同行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社フロントロー	ケアステーション憩	港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋206				
株式会社トリプル	訪問介護サービスすずのき	足立区鹿浜5-5-22 鈴木ビル102				

サービスの種類 行動支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社クリエイト・ケア	訪問介護事業所クリエイト・ケアキラキラ橋商店街	墨田区京島3-39-8				
イングループ 合同会社	ケアサポートキラリ	杉並区和泉2-16-7 和泉町コーポ105号				
特定非営利活動法人あふネット	あふネットサポートセンター	荒川区西尾久6-30-4 富田ビル1階				
あかしあ株式会社	あかしあ訪問介護ステーション	小平市学園東町1-4-18-101号				

サービスの種類 短期入所

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
社会福祉法人 かみゆう	おにぎり	国立市富士見台2-42-14-1階	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児

サービスの種類 就労移行支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
株式会社LITALICO	LITALICOワークス秋葉原	千代田区神田佐久間河岸46-3 UFビル5 6階	身体障害者(視覚障害、聴覚・言語、内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社ゼネラルパートナーズ	atGPジョブトレIT-Web	渋谷区円山町13-16 BNKビル2階	身体障害者(内部障害)	精神障害者		難病等対象者
株式会社ロクマル	ジョブサポリ	北区赤羽西1-18-8 アネックスワカマツ1階	身体障害者(内部障害)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社manaby	manaby府中駅前事業所	府中市府中町1-1-5				精神障害者
社会福祉法人輝環会	LIIMO調布	調布市布田1-40-3 佐藤ビル201	知的障害者			精神障害者

サービスの種類 就労継続支援A型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
株式会社ベネッセソシアス	ベネッセソシアス板橋センター	板橋区高島平9-31-1	知的障害者

サービスの種類 就労継続支援B型

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者			
			身体障害者 (内閣認定)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社マナティ	マナティ	新宿区新宿1-36-12 サンカデリーナ403				
リアルカンパニー株式会社	就労継続支援B型事業所 TODAY南品川	品川区南品川4-2-35 2階		知的障害者	精神障害者	
特定非営利活動法人共生ネットワーク	ワークショップ・ブルーベリー	練馬区練馬1-28-6		知的障害者	精神障害者	
株式会社レンドウッド	リノールII	稲城市東長沼999 1	身体障害者 (肢体不自由、内閣認定)	知的障害者	精神障害者	難病等対象者

サービスの種類 就労定着支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者		
			知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社アクセラライ	アクセラライ おおた	大田区大森北2-2-10 AMT大森北ビル5階	知的障害者	精神障害者	難病等対象者
株式会社アスリード	Astage王子センター	北区西ヶ原3-33-19-1階	身体障害者	知的障害者	精神障害者
一般社団法人コア	コア・デイケア・センター	板橋区赤塚3-21-9			

サービスの種類 自立生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	主たる対象者
一般社団法人アブローズ	アブローズLIVES	港区南麻布5-1-25 南麻布5丁目建物5階	知的障害者 精神障害者
一般社団法人障がい者総合支援機構	相談支援事業所Serecosu新宿	新宿区新宿1-20-14-202	精神障害者
特定非営利活動法人あおば福祉会	あおばケアセンター	杉並区天沼3-26-25	精神障害者

サービスの種類 共同生活援助

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地
株式会社アリスの介護	わおん 西国分寺	国分寺市西恋ヶ窪2-9-4
33株式会社	SunSun馬引次	多摩市馬引次1-7-13

2 指定一般相談支援事業者

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		主たる対象者
			地域移行支援	地域定着支援	
一般社団法人障がい者総合支援機構	相談支援事業所 Serecosu新宿	新宿区新宿1-20-14-202	地域移行支援	地域定着支援	精神障害者
有限会社ケアネットワーク	相談支援事業所ケアネットワーク	北区赤羽南1-17-6 石垣ビル1階	地域移行支援	地域定着支援	

●東京都告示第四百四十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。）第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
齊藤 伸行	眼科	平成22年1月1日	西新宿さいとう眼科	新宿区西新宿1-5-11 新宿三葉ビル7階	西新宿さいとう眼科 医療法人財団荻窪病院	新宿区西新宿1-5-11 新宿三葉ビル7階 杉並区今川3-1-24
齊藤 康子	眼科	平成30年9月1日	西新宿さいとう眼科	新宿区西新宿1-5-11 新宿三葉ビル7階	医療法人財団荻窪病院	杉並区今川3-1-24

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
中村 一博	耳鼻咽喉科	平成30年7月31日	日本大学病院 日本大学医学部附属板橋病院	千代田区神田駿河台1-6 板橋区大谷口上町30-1	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163
松野 栄雄	耳鼻咽喉科	平成30年8月1日	学校法人順天堂順天堂大学医学部附属練馬病院	練馬区高野台3-1-10	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1

3 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
米澤 郁穂	整形外科	平成30年4月1日	浜田山病院	杉並区浜田山4-1-8	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
田代 俊之	整形外科	平成30年8月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター	新宿区百人町3-22-1	JR東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3
小崎 慶介	整形外科	平成30年4月1日	心身障害児総合医療療育センター	板橋区小茂根1-1-10	東京都立北療育医療センター 心身障害児総合医療療育センター	北区十条台1-2-3 板橋区小茂根1-1-10
平井 高志	整形外科	平成29年4月1日	東京医科歯科大学医学部附属病院 公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院	文京区湯島1-5-45 千代田区神田駿河台1-8	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
星野 ちさと	整形外科	平成29年4月1日	東京医科歯科大学医学部附属病院 公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院	文京区湯島1-5-45 千代田区神田駿河台1-8	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
佐藤 尚弘	整形外科	平成30年8月13日	五反田リハビリテーション病院 医療法人社団井上外科記念会世田谷井上病院	品川区西五反田8-8-20 世田谷区桜丘4-25-8	五反田リハビリテーション病院	品川区西五反田8-8-20
竹内 弘毅	整形外科	平成30年4月1日	医療法人社団喜平会奥島病院	府中市美好町1-22	医療法人財団荻窪病院	杉並区今川3-1-24
片桐 洋樹	整形外科	平成29年4月1日	東京医科歯科大学医学部附属病院 公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院	文京区湯島1-5-45 千代田区神田駿河台1-8	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
似鳥 純一	呼吸器外科	平成30年8月1日	東京都健康長寿医療センター 公益財団法人佐々木研究所附属杏雲堂病院 医療法人社団一期会 くらさが青木クリニック	板橋区栄町35-2 千代田区神田駿河台1-8 板橋区大山町9-6 AKビル1階から5階まで	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1

5 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
菊池 利夫	循環器科	平成30年8月8日	医療法人社団榊原厚生会新宿三井ビルクリニック 医療法人社団榊原厚生会新宿NSビルクリニック 医療法人社団榊原厚生会吉祥寺榊原クリニック	新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル4階 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル4階 武蔵野市吉祥寺南町1-8-6 カーサカラム吉祥寺2階	公益財団法人日本心臓血管研究振興会附属榊原記念病院 公益財団法人日本心臓血管研究振興会榊原記念クリニック分院 医療法人社団榊原厚生会新宿三井ビルクリニック 西新井ハートセンター病院	府中市朝日町3-16-1 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル4階 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル4階
河合 靖	心臓血管外科	平成27年4月1日	医療法人社団成和西新井病院	足立区西新井本町1-12-12	西新井ハートセンター病院 医療法人社団成和西新井病院	足立区西新井本町1-12-8 足立区西新井本町1-12-12
遠藤 悟郎	循環器内科	平成30年5月1日	日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	大田区中央4-30-1	東京蒲田病院	大田区西蒲田7-10-1
岩波 裕史	循環器内科	平成30年4月1日	東京女子医科大学病院 西新井ハートセンター病院	新宿区河田町8-1 足立区西新井本町1-12-8	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

6 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
池田 均	内科、消化器・肝臓内科	平成30年9月1日	元浅草いけだクリニック	台東区元浅草4-7-22	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1

7 心臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
大高 均	内科	平成29年4月1日	医療法人社団向日葵清心会青梅今井病院	青梅市今井1-2609-2	国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-22

8 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
長谷川 智行	消化器外科	平成30年6月15日	医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	板橋区高島平1-73-1	社会医療法人社団順江会江東病院	江東区大島6-8-5

9 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
鈴木 瑞枝	神経内科	平成30年7月2日	医療法人社団青葉会世田谷神経内科病院	世田谷区等々力6-37-12	医療法人社団双愛会ファミリークリニック蒲田	大田区南蒲田2-4-19 ANTEL4階

10 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
山田 智	リハビリテーション科	平成30年8月7日	立川相互病院 立川相互ふれあいクリニック 健生会ふれあい相互病院 王子生協病院 社会医療法人社団健友会中野共立病院	立川市緑町4-1 立川市錦町1-23-4 立川市錦町1-16-15 北区豊島3-4-15 中野区中野5-44-7	立川相互病院 立川相互ふれあいクリニック 健生会ふれあい相互病院 王子生協病院 医療法人社団健友会中野共立病院 医療法人財団東京勤労者医療会代々木病院 医療法人財団共立医療会多摩みなみクリニック	立川市緑町4-1 立川市錦町1-23-4 立川市錦町1-16-15 北区豊島3-4-15 中野区中野5-44-7 渋谷区千駄ヶ谷1-30-7 多摩市永山1-7-8
熊谷 智昭	神経内科	平成30年6月1日	日本医科大学付属病院 社会医療法人社団正志会南町田病院	文京区千駄木1-1-5 町田市鶴岡4-4-1	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5

診療に従事する医師の氏名の変更及び医療機関の変更

1 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	医療機関所在地	変更前	医療機関所在地
塩塚 有希子	循環器内科	平成30年8月8日	塩塚 有希子	医療法人社団勝榮会いりたに内科クリニック 杉並区和泉4-51-6 フォンティーン杉並1階	島谷 有希子	東京女子医科大学病院 新宿区河田町8-1
				医療法人社団榊原厚生会新宿三井ビルクリニック 新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル4階		立正佼成会附属佼成病院 杉並区和田2-25-1

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
藤田 数敏	脳神経外科	平成30年3月31日	医療法人社団慶泉会町田慶泉病院	町田市南町田2-1-47

2 肢体不自由及び呼吸器機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
松崎 陽平	小児科	平成30年8月12日	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35

第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

1 視覚障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
三島 清一	眼科	平成17年7月21日	JCHO東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1

2 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
土田 義隆	整形外科	平成22年12月31日	医療法人社団荒川名倉病院荒川名倉病院	荒川区荒川3-78-2

●東京都告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
青梅市成木八丁目二〇番イ一から同番イ三まで	島田清四郎	青梅市役所

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第八十六号のとおり。

●東京都告示第四百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示すると

ともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
あきる野市高尾字天王沢三八二番一	坂本隆	あきる野市役所
青梅市柚木町二丁目九六六番	佐藤富代	青梅市役所
青梅市柚木町二丁目九六七番二	有限会社サンユールホーム	
八王子市上恩方町三三〇三番	榎本久義 榎本仙太郎 小島義晴 澤崎春義 尾崎欣一 尾崎敏幸	八王子市役所
八王子市上川町四一九三番	小峯春義	
西多摩郡檜原村字藤原九一九八番	小泉茂吉 小泉九之助 小泉兼吉 小泉熊次郎 小泉巳之助 小泉初五郎 小泉米吉 小泉喜八 小泉新平 小泉長吉 小林熊次郎 小林次右衛門 田之倉伊勢松 田之倉熊次郎 田倉真右衛門	檜原村役所

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第百三十一号のとおり。

●東京都告示第四百四十三号

田倉彦右衛門 田ノ倉亀吉 田之倉佐吉 田倉安五郎 土屋竹太郎 吉川常五郎 吉川四郎右衛門 吉川才兵衛 杉田徳次郎 山本善右衛門 小林弥左衛門 小泉庄兵衛 田倉才次郎 田倉才市 田倉惣七 振屋勘左衛門 振屋市右衛門 振屋五兵衛 振屋政之照 小井川春吉 平野六右衛門 田倉久兵衛 田倉徳兵衛 大久保廣吉 大久保弥五左衛門 大久保鶴吉 平野米吉

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する旨を通知した次の保安林について、当該通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、当該通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林の所在場所等

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	所在が不明な通知の相手方	掲示場所
八王子市市川町三三八番	小川喜一郎	八王子市役所
青梅市御岳二丁目四八九番一	藤屋建材合資会社	青梅市役所
あきる野市切欠二〇二七番	平野英司	あきる野市役所
西多摩郡檜原村字小沢八六九〇番二	岩澤久子	檜原村役場

二 通知の要旨

- (一) 一の保安林について、指定施業要件を変更する旨を告示したので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定に基づき通知する。
- (二) 変更後の指定施業要件については、平成三十年農林水産省告示第百三十号のとおり。

公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、東武鉄道東上本線（大山駅付近）連続立体交差事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成三十一年三月二十六日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

平成三十一年四月二十三日（火曜日）午前十時開始

二 場所

板橋区立文化会館大会議室

板橋区大山東町五十一番一号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成三十一年四月九日（火曜日）までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨（八百字以内）

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
郵便番号一六三―八〇〇―一 新宿区西新宿二丁目八番

一 号 東京都庁第二本庁舎十九階
五 公述人の選定

- (一) 公述人の数は、二十五人程度とする。
- (二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。
- (三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

- (一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。
- (二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時四十五分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先
東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当
電話番号〇三（五三八八）三四五三（直通）

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001